



2023年6月6日

各位

会社名 株式会社ラックランド  
代表者名 代表取締役社長 望月 圭一郎  
(コード番号：9612 東証プライム)  
問合せ先 取締役管理本部長 鈴木 健太郎  
(TEL：03-3377-9331 (代表))

## 特別調査委員会の構成の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日、取締役会の書面決議において、特別調査委員会の構成を以下のとおり一部変更することを決定しましたので、お知らせいたします。

### 1. 特別調査委員会の構成の変更に至った経緯

当社は、2023年5月12日付「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」のとおり、特別調査委員会（以下「本調査委員会」といいます。）を設置し、当社が施工工事等を委託する協力会社からの過去の工事収益及び工事原価に係る証憑書類の変造の有無等（以下「本当初事案」といいます。）について調査しておりましたところ、調査の過程で新たに、当社の一部従業員による協力会社に対する工事代金の額及び請求時期等に係る不適切な要請が行われていた疑義が生じたことに端を発し、当社の財務諸表等に影響を与える可能性が生じている事案（以下「本追加事案」といいます。）が判明するに至りました。

本調査委員会は、2023年5月22日から2023年5月31日にかけて、本当初事案の調査の一環で、デジタル・フォレンジック会社の協力を得て、以下のとおりデジタル・フォレンジックを実施しました。

- ・対象者：50名（内訳：本当初事案と同様又は類似行為が発生している可能性がある工事進行基準が適用される工事全51件における各工事担当者43名、本当初事案が発生した第1工事部の工事担当者的の上長2名、及び同担当者らに対して見積書の提供を依頼・収集する者が所属する業務部門の従業員5名）
- ・対象期間：当社が工事進行基準の適用を開始した2022年1月1日～本当初事案発生後の2023年5月8日
- ・レビュー対象：当社サーバー内から抽出したメールアドレス、インサークルトーク（社内チャットツール）のデータ及びクラウドサーバー（OneDrive、OneNote、SharePoint）内保存のファイルデータをダウンロードしたデータを対象に、本当初事案、類似事案及び不正一般に関連する特定のキーワード検索等により絞り込みを実施した結果得られた重要メール143件、関連メール12件、チャット22件、ファイル2件

その結果、当社の複数の部署の職員が本追加事案への関与が窺われるメールアドレス・チャットデータが複数発見されたことが、発見の端緒となります。

本調査委員会からは、本追加事案における当社職員の行為として、当社から協力会社に対して、ある案件に係る施工代金の請求額の一部を他の案件に係る施工代金の一部として計上して請求する方法、ある案件に係る施工代金の請求額の一部の減額を要請し将来の他の案件において減額分を支払うことを約束する等の方法により、原価の付け替えに係る不適切な要請が行われた可能性が指摘されています。

これを受け、当社は、当社の会計監査人（PwC京都監査法人）と協議の上、本追加事案に関しても徹底した調査を実施すべく、本調査委員会の委嘱事項に本追加事案の調査を含めるとともに、より客観的かつ高い独立性を担保した実効性のある調査を実施するため、外部専門家の追加選任を行い、かつ、本調査委員会の委員長を外部専門家としたうえで、当社から独立した中立・公正な外部専門家のみを委員とする構成に変更す

ることといたしました。

## 2. 本調査委員会の構成

### (1) 新たに選任した委員

委員 : 中原 健夫 (弁護士/弁護士法人ほくと総合法律事務所)  
委員 : 和田 正夫 (公認会計士/和田公認会計士事務所)

### (2) 退任する委員

委員長 : 大竹 隆一 (当社取締役 (常勤監査等委員) )  
委員 : 谷貝 彰紀 (弁護士/早川・村木経営法律事務所)

### (3) 変更後の本調査委員会の構成

委員長 : 早川 明伸 (弁護士/早川・村木経営法律事務所)  
委員 : 中原 健夫 (弁護士/弁護士法人ほくと総合法律事務所)  
委員 : 村木 高志 (弁護士/早川・村木経営法律事務所)  
委員 : 和田 正夫 (公認会計士/和田公認会計士事務所)

## 3. 本調査委員会の調査対象

上記1. のとおり、本追加事案が判明したことを受け、2023年5月12日付「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」3. 「特別調査委員会の調査対象」に記載の各点に加えて、以下の事項についての調査を委嘱します。

- ① 本追加事案に係る事実の有無の調査等
- ② 本追加事案に類似する案件の存否及び事実関係の調査
- ③ 本追加事案が生じた原因の究明と再発防止策の提言
- ④ その他、本調査委員会が必要と認める事項

## 4. 今後の対応について

当社は、徹底した原因分析と再発防止策の策定を行い、投資家の皆様に対する説明責任を果たすため、引き続き本調査委員会による調査に対して全面的に協力し、早急に調査を進めてまいり所存です。

なお、本当初事案に関する本調査委員会の調査報告書に関しましては、予定どおり2023年6月13日頃を目途に受領する予定です。本追加事案の調査結果については、本調査委員会による調査が開始されて間もなく、本日現在、本調査委員会による調査報告書の提出予定日の目途が立っていないため、その受領時期が判明し次第、速やかに開示いたします。本調査委員会による調査の結果、明らかとなった事実関係等並びに当社の財務状況等に与える影響につきましては、判明次第速やかに開示いたします。

2023年12月期第1四半期報告書の延長後の期限は2023年6月14日であり、当社は、本追加事案による影響を精査しつつ、同四半期報告書の提出に向けて必要な対応を行ってまいります。

改めまして、株主をはじめ投資家の皆様、お取引先及び関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以上